令和８年度　東京都中小企業制度融資一覧①

	融資メニュー	細目	略称	融資対象 ※詳細は本文中の各融資メニューの記載をご確認ください。	融資限度額 （　）内は組合	融資期間 （　）内は据置期間 運転資金	融資期間 （　）内は据置期間 設備資金	融資利率（年率） ※詳細は次ページの一覧表を参照 責任共有対象	融資利率（年率） ※詳細は次ページの一覧表を参照 責任共有対象外	保証人	物的担保	保証料補助	掲載ページ
政策課題対応資金（ＨＴＴ・女性活躍・ＤＸ・育業等）	**DX・イノベ・産業育成支援融資（DX）**	DX・イノベ・産業育成支援	ＤＸ	「令和8年度　東京都中小企業制度融資　連携事業等一覧　DX」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	**15年以内** （2年以内）		**固定金利③**	**固定金利③**	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要	**小規模企業者 2分の1**	12
	女性活躍推進融資（女性）	女性活躍推進	女性	（1）、（2）又は（3）に該当する中小企業者又は組合 （1）「令和8年度　東京都中小企業制度融資　連携事業等一覧　女性」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの （2）ア及びイに該当するもの 　ア　常時雇用する労働者の数が100人以下のもの 　イ　国の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、一般事業主行動計画及び女性活躍に関する情報（男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、１項目以上）を公表していること。 （3）東京都の「女性活躍推進度診断ツール（トライアル診断を除く。）」を活用し、具体的な取組を計画していること	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	**15年以内** （2年以内）		**固定金利④**	**固定金利④**			**全事業者 3分の2又は 2分の1**	14
	社会課題解決融資（社会課題）	働き方改革支援	働き方	（1）又は（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）「令和8年度　東京都中小企業制度融資　連携事業等一覧　働き方①②③」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの （2）ア及びイに該当するもの 　ア　全雇用者給与等支給額が、前事業年度と比べて1.5%以上増加していること。 　イ　賃上げを通じた生産性向上や価格転嫁等に取り組むこと。	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	**15年以内** （2年以内）		**固定金利③**	**固定金利③**			**全事業者 3分の2又は 2分の1**	16
		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	「令和8年度　東京都中小企業制度融資　連携事業等一覧　ソーシャル」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	**2億8,000万円** （4億8,000万円）							**全事業者 2分の1**	18
		ＨＴＴ・ゼロエミッション支援	ＨＴＴ・ゼロエミ	「令和8年度　東京都中小企業制度融資　連携事業等一覧　HTT・ゼロエミ①②」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	**2億8,000万円** （4億8,000万円）							**全事業者 3分の2又は 2分の1**	19
		脱炭素化促進支援特例	ゼロエミ・促進	「令和8年度　東京都中小企業制度融資　連携事業等一覧　ゼロエミ・促進」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合				**上記「ＨＴＴ・ゼロエミ」より 0.6%優遇**				**全事業者 3分の2**	
		地域金融機関による脱炭素化支援特例	ゼロエミ・連携	「令和8年度　東京都中小企業制度融資　連携事業等一覧　ゼロエミ・連携」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合				**上記「ＨＴＴ・ゼロエミ」より 0.2%優遇**					
	金融機関提案融資（金融提案）	金融機関提案	金融提案	金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用した支援を受け、経営課題や政策課題の解決に取り組む中小企業者又は組合	**別途「金融機関提案要領」に定めるとおり**								22
一般的な事業運営資金	**小規模事業・フリーランス向け融資（小）**	小口　フリーランス	小口	（国の全国統一保証制度） この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者（2ページの「2定義　小規模企業者」を参照）	**2,000万円** （同）	**7年以内** （１年以内）	**10年以内** （１年以内）	**－**	**固定金利①又は 変動金利**	必要となる場合がある	原則として不要	**全事業者 2分の1**	23
		小口支援特例	小口・支援	小口の融資対象であって、（1）又は（2）に該当すること （1）商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 （2）経営革新計画に係る東京都の「フォローアップ支援（実施フォローアップ）」を受けていること。				**－**	**上記「小口」より 0.4%優遇**				24
		クイックつなぎ（小口）	小口つなぎ	（国の全国統一保証制度） （1）から（3）の全てを満たす小規模企業者 （1）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 （2）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 （3）（2）の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	**300万円** （同）	**2年以内**	**－**	**－**	**固定金利①又は 変動金利**				25
	一般事業融資（事業）	事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	**7年以内** （6か月以内）	**10年以内** （6か月以内）	**金融機関所定**	**金融機関所定**	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要	**－**	28
		受注対応特例	事業・受注	「事業・小企」の融資対象であって、確定した受注（取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約）があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	**1億円** （2億円）	**2年以内** （2年以内）	**－**						29
		経営者保証非提供促進型	経保非提供促進	（国の全国統一保証制度） 国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	**8,000万円（同）** ＜対象となる保証毎に設定（一般、SN4号又は5号）＞	**10年以内** （1年以内）				微求不可	微求不可	**全事業者 0.05%相当分 国が補助**	30
		プロパー借換 （経営者保証非提供促進型）	プロパー経保	（国の全国統一保証制度） 国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	**2億8,000万円 （4億8,000万円）** （ただし、経営者保証の提供を受けていないプロパー融資残高の範囲内）	**10年以内** （１年以内）	**－**	**金融機関所定**	**－**			**－**	32
		プロパー融資促進型	プロパー促進	（国の全国統一保証制度） 申込金融機関においてプロパー融資の融資残高がなく、信用保証付き融資の実行と同時に新規でプロパー融資を受けること。	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	**10年以内** （1年以内）	**10年以内** （3年以内）		**－**			**全事業者 ３分の１相当分 国と都がそれぞれ補助**	33
		モニタリング強化型特別保証対応型	モニタリング	（国の全国統一保証制度） 国の「モニタリング強化型特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	**10年以内** （1年以内）	**10年以内** （3年以内）		**－**			**全事業者 2分の１相当分 国が補助**	34
		クイックつなぎ （事業一般）	事業つなぎ	（1）及び（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 （2）上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	**500万円** （同）	**2年以内**	**－**		**金融機関所定**		新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要	**－**	35
		補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	以下の（1）から（5）に該当する補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合 （1）東京都が所管するもの （2）東京都内の区市町村が所管するもの （3）国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの （4）東京都の関係団体（都の政策連携団体・都の事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人）が所管するもの （5）上記（1）から（3）の機関が他の団体に委託・補助して行うもの	**1億円** （2億円） 補助金・助成金交付決定額の未交付金額の3分の2以内	**10年以内** ただし、補助金・助成金の交付決定から助成対象期間終了日の属する月の６か月後の月末までの期間とする。		**固定金利②又は 変動金利**	**固定金利②又は 変動金利**	必要となる場合がある		**－**	36
		極度枠設定	極度	（1）及び（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）引き続き2年以上（売上発生から2年以上）にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 （2）ア又はイのいずれかに該当すること。 　ア　法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの 　イ　個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの	**1億円** （2億円）	**2年以内**	**－**	**金融機関所定**	**金融機関所定**				38
		組合向け	組	事業協同組合等	**（2億円）** （転貸1組合員3,500万円）	**7年以内** （6か月以内）	**10年以内** （6か月以内）	**固定金利① 又は変動金利**	**固定金利① 又は変動金利**		信用保証なしの場合必要に応じ有担保		39
		官公需適格特例	組・官公需	「組」の融資対象であって、「官公需適格組合」としての証明を受けている組合				**上記「組」より0.1%優遇**					40
新たな事業展開資金	**創業融資（創業）**	創業	創業	（1）から（3）のいずれかに該当するもの （1）事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの （2）創業した日から5年未満である 中小企業者又は組合 （3）東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	**3,500万円** （同）	**7年以内** （1年以内）	**10年以内** （1年以内）	**固定金利②又は 変動金利**	**固定金利②又は 変動金利**	必要となる場合がある	原則として不要	**全事業者 3分の2**	42
		創業支援特例	創業・支援	「創業」の融資対象であって、（1）又は（2）に該当するもの （1）産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業の支援を受けていること。 （2）商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より特定創業支援等事業に準ずる支援を受けていること。				**上記「創業」より0.4%優遇**					43
		創業経営者保証不要型	創業経保	（国の全国統一保証制度） 国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	**3,500万円**	**10年以内** （1年以内又は3年以内）		**－**	**固定金利②又は 変動金利**	微求不可	微求不可		44
		創業経保支援特例	創業経保・支援	「創業経保」の融資対象であって、（1）又は（2）に該当するもの （1）産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業の支援を受けていること。 （2）商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より特定創業支援等事業に準ずる支援を受けていること。				**－**	**上記「創業経保」より 0.4%優遇**				45
		スタートアップ支援	スタートアップ	（1）又は（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）「令和8年度　東京都中小企業制度融資　連携事業等一覧　スタートアップ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合 （2）次のア及びイに該当すること。 　ア　創業した日又は分社化により設立された日から5年未満であること。 　イ　「創業」又は「創業経保」の利用残高がある（本件と同時に融資実行する場合を含む。）こと。	**2億8,000万円** （同）	**15年以内** （2年以内）		**固定金利②又は 変動金利**	**固定金利②又は 変動金利**	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要		46
	販路開拓融資（販路）	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、 海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者	**2億8,000万円**	**15年以内** （2年以内）		**固定金利②又は 変動金利**	**固定金利②又は 変動金利**		新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要	**全事業者 2分の1**	48
		ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	東京都の「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録している中小企業者又は組合	**1億円** （同）	**10年以内** （1年以内）						**－**	49
	設備融資（設備）	設備投資・企業立地促進	設備立地	【設備投資（略称：設備投資）】 事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）、 又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行う中小企業者又は組合	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	**20年以内** （2年以内）		**固定金利②又は 変動金利**	**固定金利②又は 変動金利**	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要	**全事業者 3分の2**	51
				【企業立地促進（略称：立地促進）】 引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者又は組合							原則必要		
		設備立地認定特例	設備立地・認定	「設備立地」の融資対象であって、（1）又は（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）東京都から「地域経済牽引事業計画」の認定及び確認を受けたこと。 （2）都内区市町村から「先端設備等導入計画」の認定を受けたこと。	**2億8,000万円** （4億8,000万円）						新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要 ただし、工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う場合は原則必要		52

令和８年度　東京都中小企業制度融資一覧②

	融資メニュー	細目	略称	融資対象 ※詳細は本文中の各融資メニューの記載をご確認ください。	融資限度額 （　）内は組合	融資期間 （　）内は据置期間 運転資金	融資期間 （　）内は据置期間 設備資金	融資利率（年率） ※詳細は下段の一覧表を参照 責任共有対象	融資利率（年率） ※詳細は下段の一覧表を参照 責任共有対象外	保証人	物的担保	保証料補助	掲載ページ
新たな事業展開資金	経営強化融資（強化）	強化認定	強化認定	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画又は経営力向上計画の認定を受けた中小企業者又は組合	1億円 （2億円）	10年以内 （2年以内）		固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1	54
		強化認定革新特例	強化認定・革新	「強化認定」の融資対象であって、東京都の経営革新計画に係るフォローアップ支援（実施フォローアップ）を受けたこと。				上記「強化認定」より0.2%優遇					55
		経営力強化保証対応型	都経営力強化	（国の全国統一保証制度） 国の「経営力強化保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	2億8,000万円 （4億8,000万円）	5年又は10年以内 （1年以内）	7年又は10年以内 （1年以内）	固定金利②	－			全事業者 3分の2	56
		都経営力強化重点支援特例	都経営力強化・支援	「都経営力強化」の融資対象であって、コロナ関連融資の残高があること。									
		チャレンジ	チャレンジ	「令和8年度東京都中小企業制度融資　連携事業等一覧　チャレンジ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	1億円 （2億円）	10年以内 （2年以内）		固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利			－	58
	構造改革等支援融資（構造改革）	構造改革支援	構造改革	（1）から(4)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 （1）構造改革に関する計画書を策定していること。 （2）国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けたこと。 （3）国の「中小企業新事業進出促進補助金」の交付決定を受けたこと。 （4）東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （2年以内又は5年以内）		固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利			全事業者 3分の2	60
	事業承継融資（承継）	事業承継	承継	【事業承継一般（略称：承継一般）】 （1）から(4)のいずれかに該当する中小企業者並びに（1）若しくは(2)のいずれかに該当する組合 （1）事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 （2）事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 （3）事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 （4）事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。	2億8,000万円 （4億8,000万円）	10年以内 （2年以内）		固定金利②	固定金利②			全事業者 3分の2	63
				【事業承継経営者保証不要型（略称：承継経保）】（国の全国統一保証制度） （1）又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者又は組合 （1）保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 （2）国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。 （3）アからエまで全てを満たすこと。 ア　資産超過であること、イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済緩和している借入金が無いこと。	2億8,000万円 （4億8,000万円）	10年以内 （1年以内）		固定金利②	－	徴求不可		全事業者 3分の2又は 0.2%相当分	66
				【事業承継個人融資型（略称：承継個人）】 （1）又は(2)のいずれかに該当するもの （1）事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた中小企業者の「代表者個人」 （2）事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた「事業を営んでいない個人」	2億8,000万円	15年以内 （2年以内）		固定金利②	固定金利②			全事業者 3分の2	67
		事業承継支援特例	承継・支援	【事業承継支援特例（略称：承継・支援）】 「承継」の融資対象であって、（1）から(3)のいずれかに該当するもの （ただし、「承継個人」(2)は本特例の適用範囲外） （1）東京都の「地域持続化支援事業」の支援を1年以内に複数回受けたこと。 （2）東京都の「事業承継・再生支援事業」の支援を1年以内に複数回受けたこと。 （3）東京都の「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」の支援を1年以内に受けたこと。	2億8,000万円 （4億8,000万円）	「承継」の各融資対象と同様		上記「承継」より0.2%優遇				「承継」の各融資対象と同様	
		M&A促進	M&A	M&Aに取り組む中小企業者（売却・買収は問わない。ただし、売却側は、M&A実施後に残存事業を継続することを前提としている場合のみ）	2億8,000万円	15年以内 （5年以内）		固定金利②	固定金利②			全事業者 3分の2	68
経営の安定化資金	経営安定融資（経営）	経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合（2ページの「2定義　セーフティネット保証」を参照）	2億8,000万円 （4億8,000万円）	10年以内 （2年以内）		固定金利②	固定金利②	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1	71
		経営一般	経営一般	（1）から(9)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 （1）「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 （2）売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 （3）「最近3か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少していること。 （4）金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 （5）倒産等企業に事業上の債権を有していること。 （6）災害により事業活動に影響を受けていること。 （7）東京都知事が指定するもの（アスベスト対策）	2億8,000万円 （4億8,000万円）							小規模企業者 2分の1	72
				（8）東京都知事が指定するもの（米国関税措置関連） 米国関税措置によって事業活動に影響を受けており、「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、減少していること。								全事業者 2分の１	
				（9）東京都知事が指定するもの（中東情勢関連） 中東情勢の変化によって事業活動に影響を受けており、以下のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ア「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、減少していること。 イ「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 ウ「最近3か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少していること。 エ 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。					固定金利②			全事業者 ３分の２又は２分の１ （小規模企業者は ４分の３又は２分の１）	
		中東情勢対応クイックつなぎ	中東つなぎ	【中東つなぎ（小口）】（国の全国統一保証制度） （1）から(4)の全てを満たす小規模企業者 （1）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 （2）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 （3）(2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。 （4）中東情勢の変化によって事業活動に影響を受けていること。	1,000万円 （同）	2年以内	－	－				全事業者 4分の３	73
				【中東つなぎ（一般）】 （1）から(3)の全てを満たす中小企業者又は組合 （1）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 （2）(1)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。 （3）中東情勢の変化によって事業活動に影響を受けていること。					固定金利②				
		経営改善 フェニックス金融支援パッケージ	フェニックス	（国の全国統一保証制度） 国の「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱」に定める要件に該当すること。	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （3年以内）						全事業者 国補助後の事業者負担の3分の2相当分を都が補助	74
		フェニックス重点支援特例	フェニックス・支援	「フェニックス」の融資対象であって、コロナ関連融資の残高があること。								全事業者 国補助後の事業者負担の4分の3相当分を都が補助	
	借換融資（借換）	特別借換	特別借換	（1）及び(2)に該当する中小企業者又は組合 （1）保証協会の保証付融資を利用していること。 （2）事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。	既往の保証付融資残高及び事業計画実施に必要な資金の範囲内 （同）	10年以内 （１年以内）	－	金融機関所定	金融機関所定			小規模企業者 2分の1	77
	災害復旧資金融資（災）	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合	原則として一災害 8,000万円（同） <災害毎に設定>	原則として10年以内 （1年以内） <災害毎に設定>		固定金利 2.35%以内	固定金利 2.15%以内		新規の保証を含めた保証の合計額が８千万円超の場合は原則必要	全事業者 全額	79
	危機対応融資（危機）	危機対応	危機	（1）又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 （1）東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。 （2）危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。	2億8,000万円 （4億8,000万円）	10年以内 （2年以内）		－	固定金利②			全事業者 2分の1	81
	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（エネルギー・ウクライナ・円安等）	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等	エネルギー・ウクライナ・円安等	（1）及び(2)に該当する中小企業者又は組合 （1）ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 （2）次のいずれかに該当するもの ア 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、10%以上減少していること。 イ 「最近1か月間の売上高総利益率」が前年同月と比較して、10%以上減少していること。 ウ 「最近1か月間の売上高営業利益率」が前年同月と比較して、10%以上減少していること。	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （5年以内）		固定金利②	固定金利②			全事業者 5分の4又は3分の2 （小規模企業者は 5分の4又は4分の3）	83

融資利率一覧表　（融資利率は令和8年4月1日現在のもので、市中金利の動向等により、年度途中において改定する場合があります）

【責任共有対象】

金利種別		固定金利					変動金利
融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通
利率区分	①	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	3.55%以内	短プラ※ ＋0.9%以内
	②	2.35%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	3.05%以内	短プラ※ ＋0.4%以内
	③	2.35%以内			2.85%以内		－
	④	1.95%以内			2.45%以内		－

※　各指定金融機関が定める短期プライムレート（優良企業向けの短期貸出（1年未満の期間の貸出））に適用する最優遇金利）

【責任共有対象外】

金利種別		固定金利					変動金利
融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通
利率区分	①	2.55%以内	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	短プラ※ ＋0.7%以内
	②	2.15%以内	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	短プラ※ ＋0.2%以内
	③	2.15%以内			2.65%以内		－
	④	1.75%以内			2.25%以内		－